

室内空气中化学物質の測定結果について

第1東光団地5017号室の火災復旧工事にあたり、室内空气中化学物質の測定を行い、測定結果が次の表のとおり、厚生労働省で定める指針値以下であったので、お知らせします。

厚生労働省で定める指針値は、「ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したもので、指針値以下がより望ましい」とされています。

建築物名称	第1東光団地5号棟5017号室
建築物所在地	旭川市東光10条3丁目

測定場所 測定物質	5017室 居間 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	5017号室 和室 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	指針値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
ホルムアルデヒド	5	3	100
アセトアルデヒド	4	3	48
トルエン	8	12	260
エチルベンゼン	2未満	2	3,800
キシレン	3	4	870
パラジクロロベンゼン	2未満	3	240
スチレン	2未満	2未満	220
テトラデカン	2未満	2未満	330
採取日	平成21年12月2日	平成21年12月2日	
採取時刻	14:30~15:00	15:04~15:34	
温度(°C)	22.7	23.0	
湿度(%)	26	28	
採取方法	ホルムアルデヒド：DNPHカートリッジに30分間捕集(1.0 μL /分) 揮発性有機化合物：チャコールチューブに30分間捕集(1.0 μL /分)		
検査方法	ホルムアルデヒド：固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法 揮発性有機化合物：固相吸着/溶媒抽出-ガスクロマトグラフ/質量分析法		
備考	定量下限値：2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ，各物質の濃度は20°C換算		